

平成28年11月4日・6日
練馬区教育委員会事務局

保護者説明会などで寄せられた主な意見と区の考え

No.	主な意見	意見に対する考え
I 光が丘第四中学校の今後の対応方針について		
1	光が丘第四中学校をなぜ閉校するのか。	<p>○光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級（平成24年度は7学級）で推移してきました。平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級です。今後も、生徒数、学級数の回復は見通せない状況です。</p> <p>○生徒数、学級数の減少により、交友関係が固定化しやすく、多様な物の見方・考え方に触れる機会が少なくなります。運動会などの行事、合唱、合奏などの学習活動、部活動においても、深刻な制約が生じます。また、学級数の減少に応じて教員数が減ると、学習指導や学校行事等における指導の多様性が確保できないほか、指導方法の改善の機会が減少します。</p> <p>○学校は集団生活を通して児童生徒の豊かな人間性や社会性を育て、学力や体力の向上を図る場です。区としては、小規模校ならではの良さはあるとしても、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となると考え、光が丘第四中学校を閉校する判断をしました。</p>
2	閉校を判断するまでの検討期間が短すぎなのではないか。	<p>○光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級（平成24年度は7学級）で推移してきており、生徒数の状況を注視してきました。</p> <p>○学校は生徒数確保のため、保護者の皆さまのご協力をいただきながら努力を重ね、区としても支援に努めてきました。しかしながら、平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級となりました。</p> <p>○区では、光が丘第四中学校の将来に渡っての教育環境に強い危機感を持ち、対応方針の検討を始めました。区の内部手続きを経て、8月に学校関係者、地域団体の関係者の方など構成員とする「教育環境を考える会」を設置し、様々なご意見を伺ってきました。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
		<p>○一方、中学校は学校選択制を実施しており、学校選択制がスタートする時期が10月上旬であることを考慮し、9月に対応方針案を定め、はじめに光が丘第四中学校の保護者の皆さまへ、つぎに光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校の新1年生の保護者の皆さまに説明を行い、本日の地域への説明会に至ったところです。</p>
3	<p>保護者の意見を取り入れるべきではないか。</p>	<p>○光が丘第四中学校の在校生は、全ての教職員に温かく見守られて学校生活を送っています。保護者や生徒の皆さまからは、閉校しないでほしい、現在の1年生が光が丘第四中学校を卒業できるようにしてほしい、などの意見を頂戴しています。</p> <p>○区では、ご意見を踏まえて、光が丘第四中学校は現在の1年生が卒業する平成30年度末まで存続することとしました。</p> <p>○閉校しないでほしいとのご意見には反することにはなりますが、過小規模化の進行により、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となることを考え、区として、光が丘第四中学校を閉校する判断をしました。</p>
4	<p>閉校の時期を遅らせるべきではないか。</p>	<p>○中学校の学校選択制がスタートする時期に間に合うように対応方針案を公表しましたが、来年度、光が丘第四中学校に入学を予定していた児童や保護者の皆さまには、3週間程度の期間で改めて判断していただくことになりました。</p> <p>○学校選択に当たってご質問等がある場合には、ご相談いただきたいと思えます。できる限りのご支援を行っていきます。</p> <p>○光が丘第四中学校については、過小規模化の進行により、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となると考え、区として閉校する判断をしています。</p> <p>○閉校の時期については、現在の1年生が卒業する平成30年度末としています。閉校の時期を遅らせると、さらに状況が深刻化すると考えています。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
5	光が丘地区全体で統廃合を考えるべきではないか。	<p>○光が丘地区には、光が丘第四中学校のほか、光が丘第一中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校の3校があります。3校は、過小規模ではありますが、この5年間を見ると、11学級から9学級で安定して推移しています。また、それぞれ旭町、土支田、高松、春日町など光が丘と隣接する地域から多くの生徒が通学している状況にあります。</p> <p>○年少人口の減少が予測されている中、将来的には光が丘および隣接する地区の学校を含めた適正配置の検討が必要になる可能性はありますが、当面は推移を見守っていきたいと考えています。今回は、光が丘第四中学校の過小規模化の進行により、今後さらに教育活動に深刻な制約が生じることを重く受け止め、閉校を基本とした対応方針案をお示ししています。</p>
II 学校選択制について		
6	学校選択制度を見直すべきではないか。	<p>○練馬区教育委員会では、区立中学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、保護者と生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度の実現を図るため、平成17年度から区立中学校で学校選択制度を実施しています。</p> <p>○この間、二度にわたりこの制度の検証を行い、大きな見直しを行ってきました。</p> <p>○直近では、平成25年度から検証を始め、平成28年度入学から①受入れ人数の枠の見直し、②小規模校への支援の充実を行っています。今後も制度の課題を整理しながら、より良い制度運営に努めていきます。</p>
7	生徒数を増やすための努力をしてきたのか。	<p>○光が丘第四中学校の、ここ2～3年の生徒数の減少が著しかったことから、光が丘地区周辺の選択制の推移について注視してきたところです。</p> <p>○そのため、教育委員会としては、過小規模による教員不足の課題を解消するために学力向上支援講師を配置し支援してきました。また、適時指導主事による学校訪問も行ってきたところです。</p> <p>○これ以外にも、学校自体も光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校との連携を充実したり、地域の方々のご支援を受けて、光が丘第四中学校の魅力を高めるための取組を進められてきたことも認識しています。</p> <p>○しかし、このような取組を行ってきたにも関わらず、残念ながら平成28年度は第1・第2学年で単学級となりました。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
Ⅲ よつば学級（情緒障害等通級指導学級）について		
8	よつば学級も閉級するののか。	<p>○特別支援学級は小学校または中学校の学級の一つであり、学校教育法に基づいて、光が丘第四中学校の中に設置していません。指導に当たっては、校内全体の理解と協力体制の下で、教育の充実を図っています。</p> <p>○区の対応方針では、平成30年度末まで、光が丘第四中学校を存続することとしていますので、光が丘第四中学校が閉校となるときに、よつば学級も同時に閉級となります。</p>
9	現在よつば学級に通級している生徒はどうなるののか。	<p>○よつば学級では、特別な指導を必要とする1年生から3年生の生徒が、在籍する中学校から週1日程度通うことにより、指導を受けています。</p> <p>○対応方針に基づいて、平成30年度末によつば学級を閉級することになりますが、現在通級している1年生の生徒は、3年生の末まで、よつば学級で従来通りの指導を受けることができます。</p>
10	来年度、通級を必要とする新1年生に対してどのように対応するののか。	<p>○現在、平成29年度の新1年生に対する就学相談（教育的ニーズに応じた必要な支援を行うために就学先を決定する相談）で通級を希望する保護者には、よつば学級の閉級の時期等についてご説明した上で、就学先の決定を行っていきます。</p>
11	光が丘第四中学校の閉校後、情緒障害等通級指導学級は移転するののか。	<p>○練馬区では小学校において、平成28年4月より3か年をかけて、情緒障害等通級指導学級を特別支援教室の制度に切り替えていきます。</p> <p>○東京都教育委員会は発達障害教育推進計画の中で、今後中学校においても特別支援教室を設置することとしており、練馬区でも検討を行っているところです。東京都やモデル事業の動向を見ながら今後の対応を検討していきます。</p>
Ⅳ 在校生について		
12	閉校までの間の学校運営はどうするののか。	<p>○各小・中学校においては、少人数指導やチームティーチングを行うための教員や学力向上支援講師を配置し、児童生徒一人一人の個性や学習状況に応じたきめ細かな指導を行っています。教員がより生徒と向き合う時間を多くつくり、きめ細かな学習指導を行うため、学力向上支援講師、部活動外部指導員などによる指導体制を充実します。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
13	転校を希望する場合はどうすればよいのか。	○閉校に伴い、新たな通学区域は光が丘第三中学校に編入することを検討しています。ただし、生徒・保護者の希望があれば、光が丘第三中学校以外の学校にも指定校変更ができるよう配慮を行っていきます。
14	転校する場合の新たな学用品の負担は区が行うのか。	○転校先の学校でも使用できるものはそのままお使いいただけます。また、標準服や体操着など学用品については公費で負担していく方向で検討しています。 ○ただし、対象品目や対象期間などの負担の範囲については、今後、保護者の皆さまのご意見を伺いながら検討いたします。
V 来年度の新中学1年生について		
15	指定校となる中学校はどこになるのか。	○平成30年度までの間は、この学区域の指定校は光が丘第四中学校ですが、光が丘第三中学校も指定校とみなします。 ○ただし、生徒・保護者の希望に基づき、2校以外の学校に指定校の変更ができるよう配慮を行っていきます。
16	閉校時に転校する場合、どの中学校になるのか。	○平成31年度以降の光が丘第四中学校の学区域は、光が丘第三中学校の学区域に編入することを検討しています。そのため、平成31年度のこの学区域の指定校は光が丘第三中学校となります。 ○ただし、生徒・保護者の希望に基づき、光が丘第三中以外の学校に指定校を変更ができるよう配慮を行っていきます。
17	学校選択制で他校を希望したが抽選の結果、落選した場合はどのようなになるのか。	○この場合、原則として、光が丘第四中学校または光が丘第三中学校が指定校になりますが、生徒・保護者のご希望に基づき、2校以外の学校に指定校を変更できるよう配慮を行っていきます。
18	選択希望票を一度提出したが、悩んでいる。説明会以降、希望先を変更することはできるのか。	○中学校の入学手続きについてお悩みであれば、学務課学事係にご相談ください。個別の事情を伺い、生徒・保護者のご希望に沿えるよう配慮を行っていきます。

No.	主な意見	意見に対する考え
19	光が丘第八小学校の学区は、光が丘第三中学校までの距離が遠い。通学区域の見直しを行わないのか。	<p>○中学校の場合、学校選択制もあり、また、選択制の中で仮に抽選で漏れてしまっても、個別の事情に応じて指定校変更を行う制度もあります。光が丘第三中学校以外の学校に入学をご希望される場合など、中学校の入学手続きについてお悩みであれば学務課学事係にご相談ください。</p> <p>○現在でも、光が丘第八小学校から光が丘第三中学校を選択する方もおり、通学区域の見直しは学校選択の状況等を踏まえ検討していきます。</p>
VI その他		
20	校歌や校章その他の学校の歴史をどのように残していくのか。	○前回の適正配置と同様に、校歌、校章、校旗など光が丘第四中学校の歴史を少しでも保存できるよう、保護者や地域の皆さまと一緒に検討していくことを考えています。
21	光が丘第四中学校の跡地はどのように活用するつもりなのか。	<p>○光が丘第四中学校の跡施設等（統合により学校として使用されなくなった敷地や建物）の活用については、区全体の重要な課題です。</p> <p>○将来人口の見通しや区民ニーズの変化などを踏まえ、地域の方々のご意見を伺いながら、地域の実情に即した活用が図れるよう今後検討していきます。</p>